

IPSASB概念フレームワークプロジェクトの概要

2008年3月現在

IPSASBは現在、IASBのような「概念フレームワーク」を持っていない。公的セクターの財務報告のための「概念フレームワーク」を各国の基準設定主体（NSS）と協力して策定している。プロジェクト概略は以下のとおりである。

- (1) **プロジェクトの目的・範囲**：政府系企業（GBE）以外の公的セクター主体の一般目的財務報告の作成・開示に適用される概念フレームワークの開発を行う（「財務諸表」に焦点を当てるか、それより広い概念である「財務報告」を対象とするかも含めて検討する。）。
- (2) **開発プロセス**：IPSASBの通常のデュー・プロセスに従う。検討項目4グループ（下記参照）に分けて、それぞれコンサルテーション・ペーパー、公開草案を公表してコメントを求める。最終的な概念フレームワークの公表予定を2012年に設定している。
- (3) **NSSとの協働**：グループごとに協働するNSSがスタッフを提供するほか、小委員会に参加する。小委員会に参加しないNSSはプロジェクト諮問パネルのメンバーとなる。IPSASBの公表する文書（公開草案等）は、NSSにおいてもその国内でのデュー・プロセスを経て正式文書化することが想定される。
- (4) **IASBの概念フレームワークとの関係**：既存のIPSASBの基準の多くはIASBの基準をベースとしており、IASBの概念フレームワークの多くの構成要素はIPSASBの概念フレームワークに援用可能であると考えられる。ただし、IASBの概念フレームワークの公的セクターへの適用への解釈ではなく、あくまでもIPSASB独自の概念フレームワークを開発する（注1）。

（注1） IASBは米国財務会計基準機構(FASB)との基準統合化の一環として、相互の概念フレームワークを改訂する共同プロジェクトを進行中である。

<検討テーマのグループ分けと担当NSS>

第1グループ：2008年7月コンサルテーション・ペーパー（CP）公表予定

- 財務報告の目的（英国ASB）
- 財務報告の質的特性（オーストラリアAASB）
- 財務報告の範囲（南アフリカASB）
- 報告主体（ノルウェーNIRA）

第2グループ（カナダ、フランス財務省、中国財務省）：2008年11月にCP公表予定（注2）

- 財務諸表の構成要素の定義と認識
- 一般目的財務報告のその他の構成要素

（注2） やや作業が遅れていることからおそらく、CP公表は2009年にずれ込む予想

第3グループ：2009年末頃にCP公表予定

- 測定
- 表示及び開示

第4グループ：2010年末頃にCP公表予定

- 現金主義

<小委員会の構成>

IPSASBメンバー：

英国（ISASB議長）、アルゼンチン、日本、ニュージーランド、ノルウェー、米国

会計基準設定主体：

オーストラリア（AASB）、中国（財務省）、フランス（財務経済省）、イタリア（財務省）
南アフリカ（ASB）、英国（ASB）、IMF（統計部門及び財政問題部門）

プロジェクトの推移

- 2006年7月： IPSASB本会議にNSSを招待し、協働作業について協議
- 2006年11月： IPSASB本会議（米国／ノーウオーク）でプロジェクト概要承認
- 2007年3月： IPSASB本会議（アクラ／ガーナ）で2007年—2009年の3年間の戦略・運営計画討議、概念フレームワークを4つの戦略テーマの一つとすることが決定
- 2007年3月： 第1回小委員会開催（香港）
第1グループに含まれる4つのテーマについて討議（特に「目的」と「範囲」を中心に）他
- 2007年7月： 第2回小委員会開催（モントリオール）
「報告主体」について討議他
- 2007年7月： IPSASB本会議（モントリオール）
「目的」と「範囲」について討議
- 2007年9月： 第3回小委員会開催（ロンドン）
「報告主体」と「質的特徴」について討議他
- 2007年11月： 第4回小委員会開催（北京）
第1グループのコンサルテーション・ペーパー（CP）全体について討議他
- 2007年11月： IPSASB本会議（北京）
第1グループのCPの内容検討他
- 2008年3月： IPSASB本会議（トロント）
第1グループのCPの内容検討
- 2008年6月： IPSASB本会議（モスクワ）にて第1グループCP承認予定

2008年7月—8月頃に第1グループのコンサルテーション・ペーパーが公表されることが予定されている。公開期間は通常（4ヶ月）より長く（6-7ヶ月）採ることが予定されている。

以 上

第1グループのCPの概略

1. 序説

- フレームワークが政府系企業以外の公的セクター主体に焦点を当てていること
- 一般目的財務報告という概念に関する説明
- フレームワークの目的と権威（案）
- 作成までのデュー・プロセス
- IASBのフレームワークとの関係
- 政府全体と個々の法人（例えば、日本の独法）レベル、あるいは、政府の規模の大きさにより、財務報告の目的は変わるか？

2. 財務報告の目的

- (1) 財務報告の目的として意思決定に有用な情報を提供することに加えて受託責任を中心的な目的と位置付けるか？
現在進行中のIASB-FASBの概念フレームワーク共同プロジェクトでは、財務報告の目的を「現存及び潜在的な投資家及び債権者などが、投資・融資及びそれに類似する資源配分決定を行うための情報を提供すること」とし、この目的が経営者の受託責任を評価するための情報を提供することを包含すると位置付けている。
- (2) 公的部門における受託責任の役割は何か？
資源の利用に関する効率性・有効性
公的部門の経営者と財務報告の利用者（納税者等）の対話の基礎
- (3) 公的部門のGPFSの利用者は誰か
- (4) 主たる利用者を特定すべきか？特定するとすればそれは誰か？
- (5) 利用者の情報ニーズは何か？
特に、公的部門の受託責任に関する情報は何か？
世代間の公平性、準拠性（予算、その他の法規）、資源の経済性・効率性・有効性に関する情報

3. 一般目的財務報告の範囲

- (1) 伝統的な「財務諸表」の概念を超え、広く財務報告を対象として検討している。どのような情報が財務報告の範囲に含まれ得るのかを決定するときの考慮事項について検討する。
- (2) 財務報告の範囲を決定するときの考慮事項としては、一般目的財務報告（GPFR）の目的、想定する主たる利用者のニーズ、報告主体の性質、など
- (3) 伝統的な財務諸表以外に具体的に検討されているGPFRとして含まれ得るものは以下のとおりである。
 - 予測財務情報
 - 予算報告（予算と実績の対比は既にIPSAS第22号で基準化されている。）

- (非財務)業績報告
- 経営者による分析
- 政府プログラムの財政持続可能性報告
- 持続可能性

4. 財務報告の質的特性

基本的にIASB-FASBの共同プロジェクトで想定されている質的特性を踏襲することが想定されている。

<IASB-FASBの共同プロジェクトで提唱されている質的特性>

基本特性

- 目的適合性 (Relevance)
- 表現の真実性 (Faithful Representation)
 - 実質優先(Substance Over Form)
 - 中立性 (Neutrality)
 - 完全性 (Completeness)

強化特性 (Enhancing Characteristic)

- 適時性 (Timeliness)
- 検証可能性 (Verifiability)
- 比較可能性 (Comparability)
- 理解可能性 (Understandability)

広範な制約条件 (Pervasive Constraints)

- 重要性 (Materiality)
- コストを正当化する便益 (Benefits that Justify Costs)

<検討事項>

- (1) 上記特性対して公的セクターの観点から変更を加えるべき項目はないか?
- (2) 財務報告の範囲が伝統的な財務諸表の範囲から拡大した場合でも、これらの質的特性は適合するか?
- (3) 政府全体と個々の法人(例えば、日本の独法)レベル、あるいは、政府の規模の大きさにより、財務報告の目的は変わるか?

5. 報告主体

GPFSを作成しなければならない主体の特性について議論するとともに、主体となり得る組織・会計について検討することが報告主体のテーマである。

<検討事項>

(1) 報告主体について検討する前提として主体とは何かについて定義や指針を示す必要があるか否か？

→現在、暫定的には主体（Entity）そのものは定義・指針は示さない方針

(2) すべての公的セクターの主体はGPFSを作成すべきか、それとも特定の公的セクターの主体がGPFSを作成すべきなのか？（あるいは、それは各国の法制度に任せればよく、会計基準の概念フレームワークが触れるべきではないのか）

GPFSの作成が必要な公的主体が特定されると考える場合、どのような公的主体が該当するかについて、現在、想定されているアイデアは以下のとおり。

- 経済的・政治的重要性、影響力
- 強制的な力の有無（税金のように強制的に資源を徴収する権限、大衆の行動を規制する権限）
- 法令等により与えられた独占権

(3) 報告主体の境界は何か？法人格のないものは報告主体にはなり得ないか（例えば、特別会計、独法の勘定別F/S）、連結と個別の考え方（連結に加えて個別を作成する必要はあるか否か）、中央政府と地方政府を一般政府として連結する考え方など。

以 上